

次の世代に残したい 福井らしい集落や町並みの風景

伝統的民家のある景観を残していくために

福井県内には、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や町並みが数多く残り、地域性と独自性に富む、福井らしい景観が形成されています。

この景観を次世代に残していくために、県では、平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定しました。伝統的民家が集積する地区における、伝統的民家の保存・活用のための改修や、集落や町並み景観を保全・活用する取組みに対して支援しています。

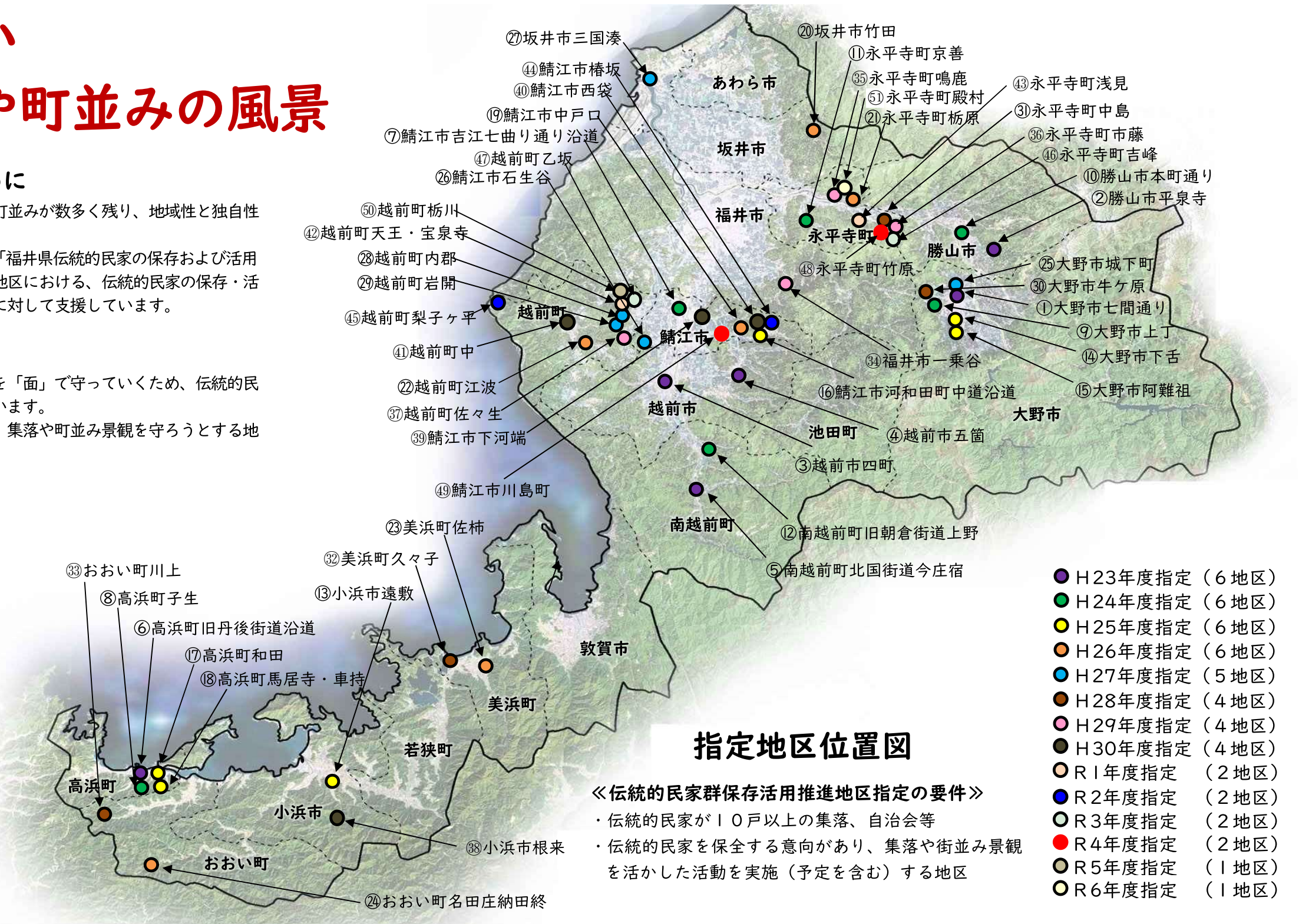
伝統的民家群保存活用推進地区

伝統的民家や蔵などが形成する福井らしい集落や町並み景観を「面」で守っていくため、伝統的民家が集積する地区を伝統的民家群保存活用推進地区に指定しています。

この地区指定制度は建物などを規制するものではありません。集落や町並み景観を守ろうとする地区を応援するものです。

指定地区一覧（R7.3.31現在 51地区）

市町名	指定地区名	指定年度	番号
福井市	一乗谷	H29	③4
坂井市	三国湊	H27	②7
	竹田	H26	②0
永平寺町	京善	H24	①1
	鳴鹿	H29	①5
	栃原	H26	②1
	中島	H28	③1
	市藤	H29	③6
	浅見（あさみ）	R1	④3
	吉峰	R3	④6
	竹原	R4	④8
	殿村	R6	⑤1
勝山市	本町通り	H24	⑩0
	平泉寺	H23	②
大野市	牛ヶ原	H28	③0
	上丁（かみようろ）	H24	⑨
	七間通り	H23	①
	城下町	H27	②5
	下舌（しもした）	H25	⑩4
	阿難祖（あどそ）	H25	⑩5
鯖江市	吉江七曲り通り沿道	H24	⑦
	石生谷（いしょうだに）	H27	②6
	中戸口（なかとのくち）	H26	⑩9
	河和田町中道沿道	H25	⑩6
	下河端	H30	③9
	西袋	H30	④0
	椿坂（つばえ）	R2	④4
	川島町	R4	④9
越前町	内郡（うちごおり）	H27	②8
	岩間（いわかい）	H27	②9
	佐々生（さそう）	H29	③7
	江波	H26	②2
	中	H30	④1
	天王・宝泉寺	R1	④2
	梨ヶヶ平（なしがだいら）	R2	④5
	乙坂（おつさか）	R3	④7
	栃川	R5	⑤0
越前市	四町	H23	③
	五箇	H23	④
南越前町	旧朝倉街道上野	H24	⑩2
	北国街道今庄宿	H23	⑤
美浜町	佐柿	H26	②3
	久々子（くぐし）	H28	③2
小浜市	遠敷（おにゅう）	H25	⑩3
	根来（ねごり）	H30	③8
	和田	H25	⑩7
高浜町	馬居寺・車持（まごじ・くらもち）	H25	⑩8
	旧丹後街道沿道	H23	⑥
	子生（こひ）	H24	⑧
おおい町	川上	H28	③3
	名田庄納田終（のたおい）	H26	②4



指定地区位置図

《伝統的民家群保存活用推進地区指定の要件》

- ・伝統的民家が10戸以上の集落、自治会等
- ・伝統的民家を保全する意向があり、集落や街並み景観を活かした活動を実施（予定を含む）する地区

- H23年度指定（6地区）
- H24年度指定（6地区）
- H25年度指定（6地区）
- H26年度指定（6地区）
- H27年度指定（5地区）
- H28年度指定（4地区）
- H29年度指定（4地区）
- H30年度指定（4地区）
- R1年度指定（2地区）
- R2年度指定（2地区）
- R3年度指定（2地区）
- R4年度指定（2地区）
- R5年度指定（1地区）
- R6年度指定（1地区）

伝統的民家等の改修例



景観を保全・活用する取組みの例

